

令和 5 年 6 月 1 5 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 6 月 会 議
議 案

附 議 議 案
議 案 番 号

件

名

- | | |
|-----------|--|
| 報 告 第 4 号 | 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 報 告 第 5 号 | 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 議 案 第 2 号 | 洞爺湖町教育行政審議会条例の制定について |
| 議 案 第 3 号 | 機構改革に伴う関係条例の整備について |
| 議 案 第 4 号 | 洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 議 案 第 5 号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 議 案 第 6 号 | 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 議 案 第 7 号 | 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議 案 第 8 号 | 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議 案 第 9 号 | 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 1 0 号 | 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） |

報告第4号

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
7 商工費	2 観光費	中島・湖の森博物館管理運営事業	円 46,200,000	円 30,700,000	円	円 22,074,000	円 8,200,000	円	円 426,000
新型コロナウイルス 14 イルス感染症 対策費	新型コロナウイルス 1 イルス感染症 対策費	観光支援対策事業	58,089,000	21,500,000		5,000,000			16,500,000
合 計			104,289,000	52,200,000	0	27,074,000	8,200,000	0	16,926,000

令和5年5月31日

洞爺湖町長 下道 英明

報告第5号

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 公共下水道費	2 下水道建設費	虻田終末処理場外改築更新事業	100,000,000	77,000,000		41,000,000	36,000,000		0
合 計			100,000,000	77,000,000	0	41,000,000	36,000,000	0	0

令和5年5月31日

洞爺湖町長 下道 英明

議案第2号

洞爺湖町教育行政審議会条例の制定について

洞爺湖町教育行政審議会条例を次のように定める。

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町教育行政審議会条例

(目的)

第1条 洞爺湖町の教育の振興と発展を図るとともに、教育に対する課題やニーズに迅速に対応するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、洞爺湖町教育行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について必要な調査及び審議を行い、教育委員会に答申又は建議するものとする。

- (1) 洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の策定、見直しに関する事項
- (2) 教育ビジョンの実施に当たって、必要な事項
- (3) その他、教育委員会が必要と認めた事項

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、前条の諮問に当っては、広く町民の意見等を聴くよう努めなければならない。

- 2 教育委員会は、審議会から答申があった場合は、その内容を尊重しなければならない。

(組織)

第4条 審議会は25人以内の委員で構成し、次の各号に掲げる団体等から教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 保護者
- (4) 教育について優れた見識を有する者

- (5) 公共的団体等に属する者
- (6) 公募による者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 委員の任期が終了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(正副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査及び審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委員の中から選任する。
- 3 専門部会の運営その他必要事項は、審議会が別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和５年７月１日から施行する。

(会議の招集に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日後最初に開かれる会議は、第７条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第3号

機構改革に伴う関係条例の整備について

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(洞爺湖町行政組織条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町行政組織条例（平成24年洞爺湖町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

第2条を次のように改める。

(分掌事務)

第2条 内部組織の分掌事務は、次のとおりとする。

1 総務部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 議会及び行政一般に関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (4) 公有財産、契約に関すること。
- (5) 防災及び消防に関すること。
- (6) 防犯、交通安全対策に関すること。
- (7) 自治振興に関すること。
- (8) 情報化に関すること。
- (9) 移住・定住対策に関すること。
- (10) 町政の総合計画、調査及び調整に関すること。
- (11) 財政に関すること。
- (12) 広報及び広聴に関すること。
- (13) 行財政改革に関すること。
- (14) 税に関すること。

- (15) 戸籍、住民基本台帳等に関する事。
- (16) 国民健康保険に関する事。
- (17) 高齢者医療及び医療助成に関する事。
- (18) 社会福祉に関する事。
- (19) 保健及び健康増進に関する事。
- (20) 子育て支援及び児童福祉に関する事。
- (21) 介護保険に関する事。
- (22) 高齢者福祉及び在宅介護に関する事。
- (23) その他他の所管に属しない事。

2 経済部

- (1) 観光振興及び観光施設に関する事。
- (2) 自然公園に関する事。
- (3) イベントに関する事。
- (4) 地域活性化対策に関する事。
- (5) 水産業に関する事。
- (6) 商工業に関する事。
- (7) 労働及び消費者行政に関する事。
- (8) 農業、林業及び畜産業に関する事。
- (9) 道路、河川その他土木に関する事。
- (10) 住宅に関する事。
- (11) 公共施設の建築及び営繕に関する事。
- (12) 都市計画及び土地利用計画に関する事。
- (13) 環境整備に関する事。
- (14) 公害防止及び廃棄物対策に関する事。
- (15) 環境及び衛生に関する事。
- (16) 水道、簡易水道並びに公共下水道事業及び施設に関する事。
- (17) ジオパークの推進に関する事。

(洞爺湖町出張所設置条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町出張所設置条例（平成18年洞爺湖町条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「出張所」を「支所及び出張所」に改める。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(支所の名称、位置及び所管区域)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
洞爺湖町洞爺総合支所	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地1	洞爺地区

(洞爺湖町職員定数条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町職員定数条例（平成18年洞爺湖町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「110人」を「146人」に改め、同項第6号中「70人」を「30人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 公営企業職員 10人

(洞爺湖町学校給食センター条例の一部改正)

第4条 洞爺湖町学校給食センター条例（平成18年洞爺湖町条例第77号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(職員)

第4条 給食センターに必要な職員を置く。

(洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第5条 洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年洞爺湖町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改め、別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、従前の条例及び規則の規定により行われた処分、手続及びその他の行為は、改正後の条例及び規則の相当規定によりなされた処分、手続及びその他の行為とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
町長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 96 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町単独住宅条例（平成 24 年洞爺湖町条例第 23 号）による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例（平成 28 年洞爺湖町条例第 24 号）による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町定住促進住宅条例（平成 28 年洞爺湖町条例第 27 号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報・地方税関係情報・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障がい者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町単独住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障がい者関係情報であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第 4 号

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の一部改正について

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年洞爺湖町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第 4 条の改正規定中「満 1 8 歳」を「満 1 8 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 取得する財産 除雪ドーザ11t級
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 取得価格 20,895,816円
(うち消費税及び地方消費税の額1,898,816円)
- 5 取得先 苫小牧市新明町4丁目1番1号
日本キャタピラー合同会社 苫小牧営業所
所 長 角 田 基 範

議案第6号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223,909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,952,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		428,034	115,470	543,504
	2. 国庫補助金	134,055	115,470	249,525
16. 道支出金		333,648	△ 2,750	330,898
	2. 道補助金	109,702	△ 2,750	106,952
17. 財産収入		22,548	4,320	26,868
	2. 財産売却収入	4,002	4,320	8,322
19. 繰入金		388,450	△ 139,600	248,850
	1. 繰入金	388,450	△ 139,600	248,850
20. 繰越金		20,000	245,969	265,969
	1. 繰越金	20,000	245,969	265,969
21. 諸収入		61,639	500	62,139
	5. 雑入	36,768	500	37,268
歳入合計		7,728,878	223,909	7,952,787

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		650,354	88,425	738,779
	1. 総 務 管 理 費	608,197	88,425	696,622
4. 衛 生 費		1,122,945	△ 4,107	1,118,838
	2. 環 境 衛 生 費	42,577	△ 4,107	38,470
7. 商 工 費		292,758	16,991	309,749
	1. 商 工 費	69,253	15,000	84,253
	2. 観 光 費	223,505	1,991	225,496
9. 消 防 費		324,616	505	325,121
	1. 消 防 費	324,616	505	325,121
10. 教 育 費		506,575	2,873	509,448
	1. 教 育 総 務 費	134,900	722	135,622
	2. 小 学 校 費	74,755	1,286	76,041
	4. 社 会 教 育 費	118,471	267	118,738
	5. 保 健 体 育 費	74,646	598	75,244
13. 予 備 費		20,316	1,069	21,385
	1. 予 備 費	20,316	1,069	21,385
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		5,806	118,153	123,959
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	5,806	118,153	123,959
歳 出 合 計		7,728,878	223,909	7,952,787

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
再エネ導入目標策定及び実行計画策定業務	自 令和6年度 至 令和6年度	6, 100千円
新型コロナウイルス感染症対応の融資に伴う利子補給	自 令和6年度 至 令和6年度	15, 000千円

議案第 7 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 9 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 4 7, 5 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 8 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7, 3 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 4 1, 1 5 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-25-

議案第9号

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第10号

令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	86,800	0	86,800
第1項 営業費用	78,033	△5,766	72,267
第2項 営業外費用	5,039	0	5,039
第3項 特別損失	1,218	△618	600
第4項 予備費	2,510	6,384	8,894

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	12,237	△5,790	6,447

令和5年6月15日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明